

平成27年5月28日

答申第539号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「受信機ごとのNHK放送番組の視聴時間計測について ① 現状の技術レベルと完成度合（地上放送、衛星放送別） ② 従量制の施行にかかる経費の概算金額」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）

第553号諮問、審議、答申